

青森県報

第二千二百二十九号

平成十五年
九月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

字区域の変更……………	(市)	興町	課	一
右 同……………	(同)			一
飼料の試験の結果の概要……………	(畜)	産	課	二
保安林の指定予定……………	(林)	政	課	三
公 告……………				
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(文)	化・ス	ポ	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する……………	(一)	ツ	振	興
同法第十条第二項の規定による公告……………	(同)			四
右 同……………	(同)			四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経)	営	振	興
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………	(農)	村	整	備
換地処分……………	(同)			五
県営土地改良事業計画の決定……………	(同)			六
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(同)			六
建設業者の許可の取消し……………	(八)	戸	県	土
	(整)	備	事	務
	(所)			六

告

示

青森県告示第六百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、十和田市長から十和田市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市

大字沢田字雨盥一八の二、一九の二、二二の二、一一の二、一四五の二を大字切田字南川原に編入する。

青森県告示第六百一十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、十和田湖町長から十和田湖町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

上北郡十和田湖町

大字沢田字太田川原一六二の一部、一六四の四の一部、一六四の六、二三八の一部、二三九の一部、二四二の一部、二四二の二の一部、二六一の一部、二六一の二の一部、二六二の一部、二六四、二六八、二七二、二七四の二から二七四の三まで、二七八の二、二七九の一部、二八五の一部、二八六の三の一部、二八六の五の一部、二八六の六の一部、二八六の八の一部、二八七の一部、二九〇の二の一部、二九〇の二から二九〇の四まで、三〇六の一部、三一一の一部、三二二の一部、三二五の一部、三二六、三二七の一部、三二八、三二九の二の一部、三三〇、三三二の一部、三三二の二の一部、三三三、三三五の二の一部、三三六から三八八までの各一部、字下川原三三〇の一部、三三一の一部、三三三の一部、三三七の一部及びこれらの区域に隣接する道路である

	くみあい配合飼料 ハナバローチップFBI後 期M	15.7	16.9	3.2	0.91	0.68	3.2	5.4					2,800	13.8	
	くみあい配合飼料 ニコセレクタ17	15.7	17.3	6.9	3.87	0.56	2.8	12.4					2,850	12.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第六百十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡天間林村大字天間館字菩提木五六の一（次の図に示す部分に限る）、五六の一、五六の一五

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

上北郡天間林村大字天間館字菩提木五六の一（次の図に示す部分に限る）、五六の一、五六の一五

二 保安林指定の目的

公衆の保健

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び天間林村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人黒石福祉サービス

三 代表者の氏名

山本 真

四 主たる事務所の所在地

五 黒石市馬場尻東二五の六一
定款に記載された目的

この法人は、黒石市及び周辺市町村民を対象に、高齢化に伴う身体的精神的理由により支援を必要とする人、もしくはその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福地ガーリック

三 代表者の氏名

佐々木 新吉

四 主たる事務所の所在地

三戸郡福地村大字坵渡字下外窪二二の六七

五 定款に記載された目的

この法人は、福地村及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリーブ

三 代表者の氏名

中村 司

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字中野四丁目六の九

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係なく、また、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり、人生の最後を清潔に終えたいと願う人々に死後に湯灌を施して遺体洗浄を行うことを約束し、もってその人々の晩年の日々を安寧なものとし、また、死者を清潔な状態で送りたいという遺族の願いをかなえることにより地域住民の福祉の増進に寄与すること、及び、高齢者へのパーソナルコンピューター操作指導を行い、地域住民の社会教育の推進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二一、二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の二一、二

代表取締役 飛岡博明

2 福田道路株式会社

新潟県新潟市川岸町二丁目五三の一

代表取締役 三浦克彦

三 変更しようとする事項

| 区 分              | 変 更 前                                          | 変 更 後                                                           | 変 更 年 月 日     |
|------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------|
| 大規模小売店舗の設置に関する事項 | 株式会社イトーヨーカ堂 他十七者「A棟」<br>開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時 | 株式会社イトーヨーカ堂 他十七者「A棟」<br>開店時刻 午前六時<br>閉店時刻 午後六時                  | 平成<br>一五・九・二七 |
| 営業方法の変更          | 開店時刻 午前九時<br>閉店時刻 午後九時                         | 開店時刻 午前六時<br>閉店時刻 午後六時                                          |               |
| 客が駐車するに利用できる時間帯  | 午前九時三十分(年間六<br>日)午前八時三十分まで                     | 午前九時三十分(年間七<br>日)午前七時三十分、年間<br>七日午前八時三十分、年<br>間六日午後十一時三十分ま<br>で |               |

四 届出年月日

平成十五年九月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年九月二十二日から平成十六年一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年一月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、荒屋平土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十五年九月二十四日から同年十月二十二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

七戸町役場

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、沢田川原地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年九月二十四日から同年十月二十二日まで

三 縦覧の場所

鱒ヶ沢町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大鱒地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年九月二十四日から同年十月二十二日まで

三 縦覧の場所

大鱒町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 工藤工ム店

二 氏名 工藤 清志

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字手倉橋字荷軽井一六の七

四 許可番号 青森県知事許可（般・一二）第一四九九〇号

五 取消年月日 平成十五年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十五年九月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭